

基幹統計調査の承認の状況

(平成 28 年 12 月 1 日～12 月 31 日分)

平成 29 年 1 月 27 日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
国民生活基礎調査	厚生労働大臣	<p>承認事項の変更</p> <p>平成 29 年調査(簡易調査)の実施に当たり、以下について変更</p> <p>① 平成 28 年熊本地震による災害への対応として講じた調査対象の地域的範囲及び報告者数の変更措置の解除</p> <p>② 世帯票及び所得票の一部の調査事項について、平成 28 年調査(大規模調査)における世帯票及び所得票の調査事項の変更に即して同様に変更</p> <p>(注) 国民生活基礎調査は、3 年ごとに実施する大規模調査(世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票の 5 種類の調査票による調査)と、その中間年に実施する簡易調査(世帯票(大規模調査に比べ簡素化された調査事項)及び所得票の 2 種類の調査票による調査で報告者数を縮小して実施)から構成</p>	H28.12.8

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第 9 条第 4 項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。